

## 会 議 録

会議名 (付属機関等名)		平成30年度 第2回 川西市国民健康保険運営協議会		
事務局 (担当課)		健康増進部 国民健康保険課		
開催日時		平成30年12月14日(金) 午後1時30分		
開催場所		川西市役所 4階 庁議室		
出席者	委員	野原登志子委員、土手道子委員、織田行雄委員、 樋口淳一委員、松浦孝治委員、中原光治委員、 板東一仁委員、尾野上一夫委員		
	事務局	健康増進部長、健康増進部副部長、国民健康保険課長、保険収納課長、国民健康保険課長補佐、保険収納課長補佐、国民健康保険課主査		
傍聴の可否予定		可	傍聴者数	2人
傍聴不可・一部不可の場合は、その理由				
会議次第		<b>議題</b> 1 平成31年度仮係数に基づく納付金及び標準保険料率について 2 その他		
会議結果		1 平成31年度仮係数に基づく納付金及び標準保険料率について説明が行われた。 2 今後の予定について、委員に対し説明が行われた。		

会長

それでは定刻がまいりましたので、ただいまより、平成30年度第2回目の川西市国民健康保険運営協議会を開催いたします。

本日は大変お忙しいところご出席いただき、誠にありがとうございます。

まず初めに、本日の委員の出欠をご報告いたします。藤末委員、佐々木委員、鎌田委員、和田委員が欠席で他の8名が出席であります。したがって、川西市国民健康保険運営協議会規則第4条に従って、定数の半数を超えておりますので、本日の運営協議会は成立となります。

また、本日の会議は、「川西市国民健康保険運営協議会会議公開制度運用要綱第5条」の規定に基づきまして傍聴を認めることとしておりますので、ご了承をお願いいたします。

続きまして、小田副市長より、皆様にごあいさつを申し上げます。よろしく申し上げます。

副市長

皆様、こんにちは。副市長の小田でございます。

本日は、年末の大変お忙しい中、平成30年度第2回目の国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様におかれましては、平素より本市の国民健康保険事業の運営に、格段のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、国民健康保険につきましては、我が国の皆保険制度の中核をなしながらも構造的な問題を有していることで、兼ねてから課題が続いておりました。このような中で、平成30年度からはより広域的な対応による安定した運営に向けまして、都道府県と市町村が共同運営という形で取り組みが変わっております。これを受けまして、11月末に県より平成31年度の仮係数に基づく納付金及び標準保険料率が示されました。本協議会以降、平成31年度の国民健康保険税のあり方に向けて議論を進めていただくこととなりますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。

会長

ありがとうございました。それでは議事をすすめたいと思います。

まず、本日の協議会議事録の署名委員を選出させていただきたいと思えます。私から指名をさせていただきたいと思えますけれどもご異議ございませんでしょうか。

<「異議なし」の声>

会長

異議なしとのことですので、本日の署名委員といたしまして、板東委員と土手委員を署名委員に指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。それでは、議題に先立ちまして事務局から報告があるとのことですので、説明

をお願いいたします。

国民健康保険  
課長

先ほど、副市長からのあいさつにもありましたとおり、これから1月にかけて、税率改定に向けて審議していただくこととなります。川西市国民健康保険運営協議会への諮問につきましては、従来は税率を改定する場合のみ、具体的な税率改定案を事務局から提示した上で行っており、税率を据え置く場合には、諮問を行っておりませんでした。今後は実際に税率改定を行うか否かに拘わらず、適正な税率について審議いただくよう諮問を行い、審議結果について答申をいただくという形にしたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

会長

皆様、諮問の変更については、よろしいでしょうか。それでは、小田副市長より諮問を受けます。

副市長

<副市長諮問文読み上げ>

諮問第1号

平成30年12月14日

川西市国民健康保険運営協議会

会長 中原 光治 様

川西市長 越田 謙治 郎

平成31年度川西市国民健康保険税率等について（諮問）

みだしのことについて、下記により諮問いたしますので、よろしくご審議の程お願い申し上げます。

記

国民健康保険は、国民皆保険制度を守るための基盤となる制度ですが、加入者の年齢構成が高く、医療費水準が高い、また所得水準が低く、保険料負担が重いなどの構造的な問題があります。

平成30年度からは、それらの課題を解決するために国保制度改革が行われ、公費が拡充されるとともに、県が市町村とともに共同運営者となり、財政運営

の責任主体として県全体で必要な医療費等を見込み、それを賄うための納付金額を各市町村に示し、各市町村はその納付金等を基に税率設定をすることとなりました。

本市の国民健康保険事業特別会計におきましては、国保制度改革前の平成29年度決算の単年度実質収支額で約7,500万円の黒字を計上していますが、国保制度改革後の平成30年度以降においても制度の根本的な問題である加入者の年齢構成などの問題は残ったままであり、一人当たり医療費の増加傾向が続いている厳しい財政状況の中で、これからも収支均衡を図り、健全な財政運営に努めなければなりません。

つきましては、市民が健康で安心して暮らせるよう、将来にわたって国民皆保険を堅持するために、川西市国民健康保険運営協議会規則第2条に基づき、平成31年度川西市国民健康保険税率等についてご審議いただきますようお願いいたします。

<副市長朗読後、会長に手渡し>

会長

ただいま諮問をお受けしました。皆様の慎重なご審議をいただきますようお願いいたします。

それでは、事務局より一言お願いいたします。

国民健康保険  
課長

諮問の行い方の変更につきまして、ご理解いただき、ありがとうございます。本日も説明させていただく内容を参考にさせていただき、1月から適正税率についての本格的な議論を進めていただきますよう、重ねてお願いいたします。なお、副市長は、この後、別の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

会長

それでは、協議事項第1「平成31年度仮係数に基づく納付金及び標準保険料率について」を議題といたします。

内容について、事務局より説明をお願いいたします。

国民健康保険  
課長

まず会議資料の確認をさせていただきます。本日は、諮問書の写しと事前にお配りしております、右上に「資料」と書いております両面4枚ものの資料と本日お配りしました「国保のすがた」という冊子の3点でございます。この「国保のすがた」という冊子につきましては、毎年配付させていただいております「国民健康保険の安定を求めて」という冊子がリニューアルされたものでございます。一部新たなデータが掲載されるなど変更点もありますが、国保の概況や財政状況、国民医療費の動向など、記載内容の基本的な構成としては大き

くは変わっておりません。またご覧いただきますようお願いいたします。

それでは順次説明を始めさせていただきます。

資料の1ページ目をご覧ください。

保険料の算定方法（イメージ）でございます。

以前も同じ資料でご説明したことがございますが、委員が一部代わっていらっしゃることや、これからの税率改定の審議に向けて基本的な仕組みとして再確認する必要があることなどから、改めて説明をさせていただきます。

左の図が29年度までの仕組み、右の図が30年度からの仕組みでございます。

右側に記載しております新制度では、①の兵庫県全体の医療費総額から②の公費や前期高齢者交付金を除く③の部分が兵庫県全体で納付金を賄うべき総額となり、その額を「所得水準」「被保険者数」「世帯数」に応じて市町ごとに按分し、その額に医療費水準を反映させるという流れになります。

具体的な市町への按分方法については、次のページとなりますので、2ページをお開き願います。

左の「1 保険料収納必要額の算出」の図をご覧ください。

県内全体の医療費総額から公費等を控除し、保険料収納必要総額を算定いたします。例示では県全体の医療費総額を300億円とし、その内200億円は公費で賄えるため、保険料収納必要総額としては、100億円ということになります。

その100億円を中央の「2 納付金の按分」の図のとおり、標準割合どおりに所得割分50、均等割分35、平等割分15の割合で按分した結果、県全体の所得割分としては50億円、均等割分としては35億円、平等割分としては15億円となります。

次に所得割分、均等割分、平等割分それぞれを市町ごとに按分していくこととなりますが、例示されているA市は県内における所得総額、被保険者数、世帯数の県全体に対する割合が5分の1であると設定されています。

その結果A市が納めるべき所得割分は50億円の5分の1である10億円、均等割分は35億円の5分の1である7億円、平等割分は15億円の5分の1である3億円ということとなり、納付金額の合計は20億円となります。

この額に対して、医療費適正化のインセンティブを図るために、右の年齢構成調整後の医療費水準を反映させることとなります。

年齢構成調整後の医療費水準とは、年齢構成が高い市は医療費が多くかかってしまうため、その不平等を解消するために用いる医療費水準であり、全国平均との比較により算出するものです。具体的には、A市は一人当たり医療費の実績額が33万円となっておりますが、全国平均一人当たりの医療費の額が5歳

国民健康保険 課長	<p>きざみの年齢区分ごとに記載された表にA市の被保険者の構成割合をあてはめ、A市の一人当たり医療費が全国平均であった場合の医療費を算出します。その金額が30万円だった場合、A市の一人当たり医療費は全国の水準と比較すると1.1倍となりますので、先ほどA市がおさめるべき納付金額20億円に乘じ、最終的な納付金額は22億円となります。このように医療費水準が高ければ納付金額が高くなりますので、医療費水準を納付金額の算定に反映させるといふこの仕組みは、医療費適正化を進めるインセンティブとなると言われています。</p>
会長	<p>以上が保険料及び納付金の算定方法のイメージの説明となります。</p> <p>ただいまの説明に対して何かご質問等ございませんでしょうか。</p> <p>従来までの保険料の設定方法と変わってきますので、考え方をよくご理解いただけたらとおもいますが、よろしいでしょうか。</p>
委員	<p>納付金の按分のところで3つありますが、被保険者数、世帯数はわかりませんが、所得総額はどこからの数字を使うのですか。保険料徴収の元になっている所得ということになりますか。</p>
国民健康保険 課長	<p>そうなります。</p>
会長	<p>医療費水準の反映というのは、高度な医療機関のある地域は医療費が高く、医療機関のない地方などの医療費が一人当たり低い地域があり、それを均一にした場合、医療費水準の低いところからの保険料で医療費水準の高いところを補填するような形になりますので、不公平がないように医療費水準の反映をすることになっております。</p> <p>ほかにございませんか。それでは続いて資料の説明をお願いします。</p>
国民健康保険 課長	<p>3ページをご覧ください。</p> <p>平成30年度収支見込みの資料でございます。</p> <p>まずは「1 平成30年度以降の国民健康保険特別会計の仕組み」でございます。</p> <p>先ほど、保険料及び納付金の算定方法についてご説明しましたが、平成30年度以降は、市は県に割り振られた納付金を支払い、県は市の保険給付費を全額負担することとなりました。よって市は県に納める納付金と市で実施する保健事業の費用などを賄うために税率を設定することとなっております。</p> <p>下の図をご覧ください。</p>

国民健康保険  
課長

上段に歳入、下段に歳出の項目を記載していますが、色がけをしていない歳入左端に記載しております「保険給付費等交付金」はその下の歳出の「給付費」を賄うために県から支出されるものであり、これらの額は同額となります。また歳入の右端の「徴収金等」とその下の歳出の「保険給付費等交付金償還金」も同額となっております。よって、色がけしている部分の歳入と歳出の差引額が収支見込額となります。

次に「2 平成30年度川西市国民健康保険事業特別会計の収支見込みについて」をご覧ください。

当初予算時におきましては、約1,700万円の収支不足を基金繰入で賄うことを見込んでおりましたが、9月末時点の数値では歳入歳出差引額は約7,200万円のプラス収支を見込んでおります。

その理由につきましては、当初予算と比べて、国民健康保険税が収納率の向上により約1,900万円増えること、軽減対象者数の増により基盤安定にかかる一般会計繰入金約4,000万円増えること、また延滞金が当初見込みよりも約480万円増えることなどによるものです。

次に4ページをご覧ください。

医療給付費の推移についての資料でございます。

先ほどから説明をしておりますとおり、平成30年度以降は本市の医療給付費を賄うためだけに税率設定をするのではなく、県全体の医療給付費を賄うために各市が納めるべき納付金額が決定され、その納付金額等に基づいて税率を設定するという流れとなっておりますが、医療給付費の状況を知っていただくため、参考までに本市の医療給付費の状況をご説明いたします。

右端の平成30年度見込の欄をご覧ください。上段の一般分について、合計額としましては被保険者数の減少により、109億2,783万2,000円と平成29年度実績より減少する見込みですが、一人当たり額としましては表に示した5年間ずっと増加しております。平成30年度も約4%の上昇を見込んでおり、国保会計は厳しい財政運営が続くことが予想されます。

以上が平成30年度の状況に関する説明となります。

会長

現時点で平成30年度の収支見込、最終的には黒字決算ということになっているようですが、ただ今の説明に対して何かご質問等ございませんでしょうか。

委員

保険料の改定は2年に1度というのは変わらないのですか。

会長	毎年になります。
国民健康保険 課長	毎年になります。これまでは川西市の医療費の給付を賄うために市だけで運営していましたが、平成30年度以降は県全体になりますので、さきほど説明した納付金額の算出方法がありますけれども、あれが毎年県から示されますので、納付金とプラス市独自で行う保健事業等にかかる経費を賄うために毎年税率設定を検討することになります。
委員	毎年、上げるか下げるか考えないといけないということですね。
国民健康保険 課長	そうです。
委員	これで見ると、黒字なので、今度は上がらないと思ってよろしいのでしょうか。
国民健康保険 課長	これはあくまで、30年度でこれだけプラスが出るという話になります。平成31年度の本係数は1月以降に出てまいります。仮係数の説明はこの後資料で申し上げますが、実際の本係数、平成31年度に川西市が県にどれだけ納めないといけないのかについては、1月以降に出てきますので、その金額と今の税率で見込まれる保険税の差がどれくらいになるかによって税率改定をするかしないかを審議いただくことになります。
委員	ということは2月ごろにありますか。
国民健康保険 課長	1月にございます。予算に間に合わせるために、1月にご審議いただかないといけないと思っております。
委員	医療費の推移のところなのですが、棒グラフは減っていますね。退職者がどんどん減っていますが、この退職者はそのまま一般に入る人と思っています。それでよろしいか。
国民健康保険 課長	退職者は制度自体の経過期間が終わりまして平成31年度にはなくなるので、その方は一般になります。
委員	ということは、これを合わせた人数がずっと減っているの、トータル人数が減っているという理解でよろしいか。



国民健康保険課長 委員のおっしゃいますとおり、トータル人数はずっと減っています。退職医療制度という意味ではなく、国民健康保険の対象者の方自体が高齢化を迎えますので、後期高齢者医療制度に移行する人が多いというのが1点、もう1つは、社会保険適用条件が緩和されたことで、社保に移られる方が増えている、この2つの要因で減っていると認識しています。

会長 よろしいでしょうか。特に団塊の世代が後期高齢者に移行するのでもありますので、被保険者数は減っています。  
ほかに質問はありませんか。それでは次の説明をお願いします。

国民健康保険課長 次に5ページをご覧ください。  
この資料では、納付金の金額と標準保険料率の算出方法及び標準保険料率の特徴などについて医療分、支援金分、介護分ごとに、記載しております。

なお、今回資料でお示ししております納付金や標準保険料率はあくまで仮係数に基づく試算値であるため、平成31年度納付金額の現時点での傾向を大まかに把握するための参考としてご覧ください。そして来年年明け以降に本係数に基づく納付金額が県から示された際には、税率のあり方についての事務局案を作成し、提示する予定ですので、そこから本格的な議論を進めていただきたいと考えております。

それでは資料の「1 医療分の納付金及び標準保険料率」でございますが、医療分の一般分の納付金額は、31億4,640万9,424円となっております。この金額は、激変緩和分として支給される金額の約1億8,000万円を控除した後の金額となっております。平成30年度の本係数の金額と比べて約3,000万円増えております。

まず、標準保険料率についての説明でございますが、保険料負担を他市と比較しやすいように「見える化」するために、県が示した標準的な保険料率であり、兵庫県が策定した国民健康保険運営方針に定めたルール等に基づき算定をしております。よって、本市が実際に課税する保険税率、保険税額とは異なる点にご注意ください。

標準保険料率を算定するための手順1としましては、税率を設定する際には、市が支払うべき金額は納付金だけではないため、納付金額に、保健事業費など納付金額とは別に歳出が必要なものを加えるとともに、県繰入金など、税以外に歳入が見込まれるものを控除した金額を算出いたします。その額が④にありますとおり約24億6,497万8,000円となります。

次に手順2といたしまして、現実的には収納率が100%ではないため、必

要額を確保するために、収納率で割り戻した額を基に税率を算定する必要があります。使用している標準収納率は平成27年度から平成29年度の平均値の91.26%であり、その値で割り戻した結果、約27億105万円となります。

最後に手順3といたしまして、表にあります所得、被保険者数、世帯数を基に、手順2で求めた金額を賄うための税率を算定いたします。その結果、所得割7.27%、均等割は2万9,533円、平等割は2万765円となっております。

ちなみに昨年度に示された平成30年度の本係数の時と比較いたしますと、所得割は0.33%増、均等割は1,585円の増、平等割は1,114円の増となっております。

なお、この算出に使用されている所得につきましては、普通調整交付金の算定に用いる賦課限度額控除後所得を使用しているため、実際の課税所得額と比べて高めに算出される傾向があるため、市町村は、基本的に標準保険料率より高い保険料率を設定する必要があると言われております。

また、被保険者数や世帯数につきましても、県の推計値であるため、本係数が出た後、実際に税率算定をする際には収納率とともに市の推計値へ置き換える必要があります。

6ページをお開き願います。

こちらは「支援金分の納付金及び標準保険料率」でございますが、支援金分の一般分の納付金額は9億7,782万1,428円となっております。標準保険料率については、医療分と同じく納付金額から調整を行った後、標準収納率で割り戻した約9億3,514万6,000円を基に標準保険税率を算定した結果、所得割が2.53%、均等割が10,222円、平等割が7,188円となっております。

ちなみに昨年度に示された平成30年度の本係数の時と比較いたしますと、所得割は0.08%増、均等割は338円の増、平等割は238円の増となっております。

7ページをご覧ください。

「介護分の納付金及び標準保険料率」でございますが、介護分の標準保険料率算定に必要な一般分と退職分を合計した金額は

3億6,170万4,895円となっております。この金額は、激変緩和分として支給される金額の約1,800万円を控除した後の金額となっております。そして医療分、支援金分と同じく標準保険料率について、納付金額から調整を行った後、標準収納率で割り戻した3億3,309万5,000円を基に標準

国民健康保険課長	<p>保険税率を算定した結果、所得割が2.54%、均等割が13,202円、平等割が6,165円となっております。</p> <p>ちなみに昨年度に示された平成30年度の本係数の時と比較いたしますと、所得割は0.36%増、均等割は1,861円の増、平等割は853円の増となっております。</p> <p>今回の仮係数に基づく計算においては、県全体で保険税負担が増える傾向であると聞いておりますが、その主な要因としましては、平成29年度に概算支給された交付金に対して2年後に行う精算の返還額が大きいことと、保険者努力支援制度における県全体の評価が下がったことにあると聞いております。</p> <p>資料の説明は以上でございます。</p>
会長	<p>それでは、仮係数ですけれども、参考値でこういう数字が出ています。何かご質問等ございませんでしょうか。</p>
委員	<p>手順2のところでは収納率が100%ではないから割るということですが、気持ちはわかりますが、これは払っていない人の分まで払っている人が負担することになると思うのですが、それでよいのでしょうか。</p>
国民健康保険課長	<p>皆さんが100%納付していただくというのが原則になりますが、現実的にはいろいろなご事情があってむずかしい点があります。一方で、納めるべき納付金額が決まっておりますので、その金額を集めないといけないこととなります。そうなりますと、他の被保険者の方々に負担がいく仕組みになるのは事実でございますので、適正な収納をしていただくよう収納率の向上に努めている状況でございます。</p>
委員	<p>気持ちはわかります。</p>
会長	<p>医療、支援、介護、すべて予測される数字はアップすることになっております。最終的な数字が出てきたときにどうなるか心配になりますが、何かご意見ございますか。</p>
委員	<p>最後の介護の保険料の説明で県の推計値とありますが、これは県が推計した川西のデータですね。実際のデータはわかるのでしょうか。</p>
国民健康保険課長	<p>国として見込み方が決められており、被保険者数はこう見込む、一人当たりの納付金額はこう見込む、所得はこう見込む、というのが決まっております。</p>

、その分の川西市分として出されたものになります。一方で、実際に1月以降に本係数を見込むときには、われわれが見込んでいる数字、被保険者数に当てて変えさせてもらうようになっております。答えは出ていないのですが、今の月々の被保険者数の動きを見て、毎月これくらいになるのではないかという予測の見直しをしている状況であります。

委員 40歳以上の介護保険の上乗せは、平均したら一人どれくらい増えますか。わかれば教えてもらえますか。

国民健康保険課長 実際は仮係数に基づくものなので、実際に一人当たりいくら上がるのかについてはわからない部分になってきます。標準保険料率というのは、あくまで国の定めた一定ルールであります。手順①で調整項目があり、プラス・マイナスの調整をさせていただいています。全体のルールでは引けない、控除できないけれども、我々が見込んだらこれは引けるのではという見込みもありまして、実際とは少し違う形になります。ですので、これを基にどれくらい上がるかの話は難しいと考えています。

委員 最終的にどうなりますか。介護保険分の費用というのは、差し引きゼロになるように収まるのか、それともそのようにはなっていないのでしょうか。

国民健康保険課長 介護保険の方の分は、差し引きゼロにはなっていないです。プラス・マイナスがゼロという制度になっているのは、一般と退職の制度がございます。退職分につきましては社会保険診療報酬支払基金と調整分があるので、プラスマイナスゼロの概念がありますが、委員がおっしゃっているのは、今の税率で介護分としての納付金額が納められるかどうかというお話ですよ。

委員 複雑でよく分かっていない部分もありますが、今までは市町村が保険者だったので、介護保険の2号被保険者の分は必ず納めるようになっていきますよね。制度が変わったときに県全体でそういう風になるのか、それとも市の中でほかの分と同じように処理をしないといけないのでしょうか。

国民健康保険課長 今まではすべてが市の中で完結していたということになりますので、医療分、後期分、介護分、それぞれの中で歳入歳出がプラスになるような運営をしていかないといけない、その通りでございます。今回は、県全体で合わせたものに対して、先ほどの医療費水準、所得水準、被保険者数で割った部分が医療費ということになりますけれど、同じような考え方で介護に必要な額を一定ルー

ルで割ってというものになりますので、それが実際の保険税とのプラスになるかはわからないのですけれども、作りとしてはそういう形になります。

1対1の関係ではなくて、県全体で必要額を出して、一定ルールで割ってという形になりますので、それに合わせた必要額に基づいて納付金額を上げていきますので、その意味では収支ゼロに向けて、税率改定する際には合わせていく方向性に特に変わりはありません。

委員 県に示され金額に基づいて収納して処理すればよいということになるのですか。

国民健康保険課長 そうです。結局どこまでいっても、今回の制度につきましては、県に示された金額を賄うということで、それぞれ医療と後期と介護の方を設定していくこととなります。

会長 ほかに、よろしいでしょうか。

国民健康保険課長 この金額については、こういう現状ですので、昨年よりも数字的に全体的に上がっており、その理由は先ほど申し上げたように2年前清算があったなどにより上がっているのは事実ですが、今後は1月に本係数として示されたときに本格的にご議論いただくのですが、そこで現在の税率と納めなければならない金額に差がある場合、そこを現在9億7,000万円ある基金の活用も含めてどうしていくのかということについて、まとめてご審議いただくことになるかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

委員 基金というのは、国民健康保険の基金なのですか。

国民健康保険課長 そうです。平成29年度に条例を作りまして、そこで初めて基金化をさせていただきました。その時点で9億7,000万円の国民健康保険事業の基金というものがございます。

委員 それはそのまま使われていないのですね。

国民健康保険課長 使う予定はありました。平成30年度に一部、過年度の返還金があったので、財源としては1,700万円くらい当てようとしていたのですが、今の時点では、プラスの収支になりそうなので基金を入れる必要がなくなりました。ただ、その後、平成31年度の議論には、今の税率では賄えない金額が出

てきたときに、それをどれだけ使用するのかどうかという問題をご議論いただく必要があるかと思います。

会長 先ほど議論が出ていましたが、収納率の関係で、実際に納める方の負担が増えているようになっています。現在の収納率91.26%は川西市の実績ですか。それとも県全体ですか。

国民健康保険課長 91.26%というのは国のルールで決められている過去3年間の分です。川西市の一般分の過去3年間、平成27年度、平成28年度、平成29年度の過去3年分の平均の収納率になります。今は年々上がってきているので、少し高い金額で見られるのではと思います。

会長 実際には上がっているのですね。ほかに何かご質問はございませんか。

委員 医療分の納付金は0歳から74歳までの方、支援分は0歳から74歳までの方、介護というのは40歳から64歳ですね。これからどんどん人数は下がりますよね。

国民健康保険課長 ほかの世代に関しても、減っている部分がありますので、介護全体としても減る傾向に今のところあります。

会長 そのほかにありませんか。  
それでは協議事項第2「その他」の項目に移りたいと思います。事務局から何かありますでしょうか。

国民健康保険課長 今後の運営協議会の予定ですが、県から本係数に基づく納付金額が1月初旬に出る予定となっているため、それ以後に運営協議会を開催したいと考えております。開催のお知らせが直前になるかと思いますが、日程を調整の上、ご出席賜りますようよろしくお願いいたします。以上でございます。

会長 1月早々に県から正式な数字が出てきます。それに基づいて議論させていただいて答申させていただくことになりますので、ぜひご出席賜りますようよろしくお願いいたします。ほかに何かございませんか。無いようですので、閉会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、国民健康保険制度改革につきまして委員の皆様のご活発なご審議をいただき、心よりお礼申し上げます。

これもちまして、平成30年度第2回川西市国民健康保険運営協議会を閉  
会いたします。どうもありがとうございました。

以上